

平成23年第11回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成23年12月13日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 定期監査の結果報告
 - 2) 例月出納検査の報告
 - ・平成23年10月分
 - 3) 平成23年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
 - 4) 平成23年第2回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
 - 5) 産業建設常任委員会の委員会調査報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに行政報告
- 第 5 陳情第 9号 原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求める陳情書
- 第 6 陳情第10号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める陳情書
- 第 7 陳情第11号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情書
- 第 8 陳情第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
- 第 9 陳情第13号 「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求める陳情書
- 第10 陳情第14号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める陳情
- 第11 陳情第15号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情
- 第12 一般質問
- 第13 同意第 1号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 議案第89号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	7番	吉野久君
8番	福田守君	9番	泉美和子君
10番	泉繁夫君	11番	杉澤隆一君
12番	澁谷俊二君	13番	深澤均君
14番	戸澤勉君	15番	熊谷隆一君
16番	飛澤龍右エ門君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

6番 中村利昭君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
建設課長	照井智則君	会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君
農業委員会 会長	渡邊調君	農業委員会 事務局長	渋谷新一君
教育委員長	佐藤孝君	教育長	後松順之助君
教育次長兼 教育総務課長	須田喬君	教育施設課長	梅山正之君
生涯学習課長	小林宏和君	代表監査委員	久米力君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

6番の中村利昭君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第11回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、16番、飛澤龍右エ門君、17番、深沢義一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月13日から12月16日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、泉 繁夫君、登壇願います。

(議会運営委員長 泉 繁夫君 登壇)

○議会運営委員長（泉 繁夫君） ご報告申し上げます。

12月6日招集告示されました平成23年第11回美郷町議会定例会に当たり、12月6日に議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日12月13日から12月16日までの4日間としました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日13日は議長の諸般の報告、町長の招集あいさつ並びに行政報告があり、陳情の審査を各常任委員会に付託する予定です。その後、一般質問を行う予定でございます。質問者は5名です。その後、同意第1号から議案第89号までの議案内容の説明、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

14日水曜日は休会とし、常任委員会を開催し、付託された陳情の審査を行う予定です。

15日木曜日は午前10時から本会議を再開し、議案第90号から議案第106号までの議案内容の説明を行う予定です。

16日の金曜日は午前10時から本会議を再開し、12月15日に説明のありました議案第90号から議案第106号までの質疑、討論、表決を行う予定です。その後、陳情の審査結果について委員長報告があり、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、定期監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より、例月出納検査、平成23年10月分の結果報告がありました。

3として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成23年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

4として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成23年第2回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

5として、産業建設常任委員会委員長より、委員会調査報告がありました。

それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ並びに行政報告

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに行政報告を行います。

本定例会に当たって、町長より招集あいさつ並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成23年第11回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、総合計画後期基本計画における「まちづくり戦略プロジェクト」についてご報告いたします。

一つ目は「農商工連携（地販地消）プロジェクト」についてですが、第2回農産加工チャンピオン大会を10月29日、南体育館と南ふれあい館で開催し、出品22点を審査した結果、地酒の酒粕を生かした「酒粕シチュー」が2代目チャンピオンに選ばれました。今後、美郷ブランドとして商品化を図り、売り込み活動を支援してまいります。

なお、初代チャンピオンの「まひるの恵み」は、本年8月の販売開始以降、首都圏で600個、町内で350個の売れ行きで、順調に売り上げを伸ばしております。

地販地消応援の店45店舗で買い物をされた方を対象に、8月から10月にかけて実施したスタンプラリーについて、本町特産品セットや認定店協賛品などが当たる抽選会を10月30日に実施し、県内外の102の方が当選いたしました。

二つ目は「こども育成プロジェクト」についてですが、各認定子ども園では今年度、食育教育を推進しており、その一環として保護者を対象とした食育アンケート調査を11月に実施いたしました。結果については現在集計中ですが、来年1月中には保護者に公表するとともに、基本的な食生活の定着に向けて啓発等を実施してまいります。

三つ目は「水環境保全プロジェクト」についてですが、水の郷シンポジウムを10月29日、美郷町公民館で開催し、町民など約250人が参加いたしました。

シンポジウムでは、本町と秋田大学との官学連携事業の一環として、作家で秋田大学客員教授の西木正明氏から基調講演をいただいたほか、水環境学習モデル校の千畑南小学校、千畑中学校の学習発表が行われました。また、今年度の水環境マイスター養成講座の修了生は3人で、今

後、地域の水環境保全活動や学習活動の講師や支援者として活躍が期待されます。

四つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、都市農村交流として、大阪府立吹田高等学校2年生51人が10月6日、7日の両日、町内12戸の農家に宿泊し、農作業体験を行い交流を深めております。

大田区の消費者を対象に新たに企画しておりました農作業体験ツアーは、東日本大震災の影響で残念ながら中止といたしました。

友好都市ふれあい広場並びにおおた商い観光展が10月15日、16日の両日、O T Aふれあいフェスタが11月12日、13日の両日、東京都大田区内で開催され、町内産品の物販や観光PRを行うとともに、大田区民、長野県東御市民との交流を通して、地域間交流の推進に努めております。

うりこめ美郷応援事業では、町と秋田おぼこ農業協同組合の職員が11月11日、12日の両日、大田区の米穀販売店を訪問し、安全安心な新米のPRと美郷米の販売促進活動を実施しております。また、大田区での各種イベントで、新米試食キャンペーンによる美郷米販売を実施し、知名度アップに努めております。

五つ目は「安全・安心プロジェクト」についてですが、六郷小学校関連改修工事はすべて完了しております。

統合中学校整備では最後の工事となる既存校舎の特別教室等改修を、3,748万5,000円で発注済みで、11月末現在の進捗率は20%と、順調に工事が進められております。

なお、統合中学校関連整備工事の外壁改修、外構、駐輪場、サッカー場及びテニスコート工事は完了し、テニスコートは統合に向けて3校合同練習などで供用開始されております。

町では町内の学校に通う児童生徒の保護者を対象に、必要な情報を一斉連絡する方法として、電子メールを利用した安全・安心メールシステムを平成24年度から運用できるよう、教職員を交えたシステム検討委員会を設置し、準備を進めております。

これは、災害発生時の初動体制や不審者や事件などから子供の安全を確保するため、緊急連絡等を迅速かつ正確に行うことを目的とするもので、来年1月中に各社のシステムデモンストラーションを行い、システムを選定する予定となっております。

次に、公共施設再編計画に基づく美郷町立図書館の改修工事は11月30日に完了し、リニューアルオープンを12月17日に予定しております。

なお、再編に伴い図書室機能を廃止した美郷町公民館と千畑交流センターの一室を、読書や学習などができるスペースとして、12月1日から開放しております。

次に、学校再編についてですが、来年4月の中学校統合を控え、閉校記念式典が10月10日に千畑中学校で、12月11日に仙南中学校で開催され、在校生のほか、保護者や地域住民、教職員、町関係者が多数参加いたしました。なお、六郷中学校では、12月18日に開催する予定となっております。

また、美郷中学校の校歌がこのたび完成いたしました。詩人の谷川俊太郎氏の作詞、秋田大学教授の四反田素幸氏の作曲による校歌で、素晴らしい作品となっております、来年4月の開校時にお披露目となります。

地域の特性に応じて規制の特例措置を定める構造改革特区について、本町は11月28日付で「美郷町資格要件付臨時的任用職員の任用期間の延長特区」に認定されました。

これにより、任用に資格を要する保育士、幼稚園教諭、准看護師、図書館司書の臨時雇用期間を、従来の1年から最長で3年に延長できることとなり、より充実した施設運営が図られることとなります。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

総務課関係ですが、災害発生時の初動体制の検証と、震災後に整備した防災機器材の操作、点検等を主とした美郷町総合防災訓練を10月25日、美郷町消防団員、行政協力員及び民生児童委員、町職員など約500人で実施いたしました。訓練を通して明らかになった課題等を検証し、今後予定している美郷町地域防災計画の見直し等につなげてまいります。

美郷町功労者表彰式を10月30日、美郷町公民館で開催し、長年にわたり町政の発展に寄与された2人の方々を特別功労者として、1人を功労者として表彰いたしました。

第3回みさぼーとまつりが11月15日、60人を超える町民が参加して中央行政センターで行われ、澁谷和之氏による講話やみさぼーたーが講師となつての各種体験講座により、交流いたしました。

今年度の新規職員採用試験については、上級と初級の一般行政職、上級の社会福祉士、中級の幼稚園教諭・保育士合わせて69人が受験し、1次試験、2次試験の結果、4人を任用候補者名簿に登載いたしました。

次に、企画財政課関係ですが、美郷町光ファイバー網敷設工事の進捗状況は11月末現在、73.9%と、おおむね計画どおり工事が進められております。

また、美郷町ブロードバンド推進協議会を立ち上げ、通信事業者であるNTTと連携し、広報等で周知するとともに、アンケート調査の実施やパソコン講座・体験会などを開催し、光ブロー

ドバンドサービスに係る啓発と加入促進活動に努めており、事前申し込みを含めた加入率は、現在20%程度となっております。今年度中のサービス開始に向けて、今後も説明会や相談会などを実施してまいります。

福祉保健課関係ですが、今シーズンのインフルエンザ予防接種助成事業については、新型インフルエンザが季節性インフルエンザ対策に移行したことに伴い、高校生に相当する年齢以下の方、妊娠中の方、60歳以上65歳未満で呼吸器等に疾患を有する方及び65歳以上の方を対象とし、1回当たり1,000円の助成を10月1日から実施しております。10月末現在で309人が接種を受け、うち高校生に相当する年齢以下の方が128人、65歳以上が181人となっております。町では早目に予防接種を受けていただくよう、引き続き周知してまいります。

本町をはじめとする広域保険者の構成市町等の地域包括支援センター職員や介護事業所に勤めるケアマネージャーや介護従事者のスキルアップを目的とした介護保険セミナーを11月21日、町主催で開催し、約230人が参加いたしました。

なお、本セミナーは、今年度から加入した「住民サイドの福祉行政を進める市町村長の会」である福祉自治体ユニットによる加入市町村への支援の一つとして、政策指南役の派遣を受け、国の審議会の委員でもある池田省三氏を講師にお迎えいたしました。

美郷地域見守りチームは12月現在、28チームが結成され、活動に対する助成申請が行われており、引き続き周知に努めてまいります。

がん検診の受診率向上の一環として本町では、がん検診推進タウンミーティングを12月17日、県との共催で美郷町公民館で開催いたしますので、町民の皆様のご参加をお願いいたします。

商工観光交流課関係ですが、千畑ヘルス観光株式会社の株主総会が11月22日に開催され、同社の商号が「美郷温泉振興株式会社」に変更されました。今後、同社は千畑複合温泉サンアールに加え、平成24年2月から六郷温泉あったか山、同年4月からは雁の里温泉湯とぴあの指定管理者として、指定管理に当たりたいとしております。

美郷大使と美郷のまちづくりについて対談する「美郷大使鼎談～美郷のまちづくりを語る～」を11月23日、約70人の参加を得て、名水市場湧太郎の国乃誉ホールで開催いたしました。各界のトップとしてご活躍中の3人の美郷大使からのご意見、ご提言は、町勢発展に向けた貴重な内容であり、今後施策への反映について検討してまいります。

出稼ぎ就労者数は11月末現在90人で、前年同期より17人の減となっております。町ではこれまでどおり、就労前健康診断及び傷害保険加入を推進し、希望者には町広報紙を送付するなど、安

全就労を支援してまいります。

雁の里温泉湯とびあで誤徴収があった入湯税の還付について、12月10日現在、72件中69件の還付が完了しており、残る3件についても早い時期に還付できるよう努めてまいります。

農政課関係ですが、米の放射性物質調査については、旧町村単位の収穫後調査が9月16日までに終了し、放射性セシウム134・137とも不検出であったことから、同日、全農家に対して米の出荷・譲渡の自粛要請解除を通知しております。また、新米の流通と同時に、大田区を中心に県外の美郷米取り扱い店舗に安全・安心の美郷米ポスターを配布し、掲示をお願いしております。

11月末現在の主食用米の出荷状況は、町全体で昨年同期より3,658俵少ない26万4,701俵となっておりますが、1等米比率は昨年より19.1ポイント上がり98.3%で、品質の高い米が出荷されております。

国の農業者戸別所得補償制度に係る米の所得補償交付金並びに水田活用の所得補償交付金が11月24日、各農家等に直接交付され、総額は11億1,311万円となっております。また、県の施策転換対応型農業支援事業補助金1,290万円と、町の水田農業応援事業補助金957万円は、12月14日に交付予定となっております。

なお、今年度の生産数量目標面積3,778.59ヘクタールに対し、主食用生産面積は3,793.20ヘクタール作付され、転作の達成率は99.6%で確定しております。

農地・水・環境保全向上対策事業については、今年度で終了予定でしたが、国が事業内容を見直した上で、平成24年度からさらに5年間継続する見込みであるため、その概要についての説明会を10月18日、町内全域の代表者を対象に実施しております。

家族の絆、美郷の絆をテーマとした美郷フェスタ2011が10月29日、30日の両日、美郷町公民館で開催され、農産展や文化展、商工会即売会などに町内外から多くの方々が訪れました。

建設課関係ですが、除雪作業安全祈願祭を11月24日、北除雪センターで行い、作業従事者と安全を祈願いたしました。今年度は、除雪機械69台で、465.5キロメートルの道路除排雪を行ってまいります。

9月以降の工事発注状況については、道路舗装工事として矢口・前村線など8路線と、中学校前線歩道整備工事を6,030万5,200円で、馬場・寺町線側溝改良工事や安全施設修繕工事など7件を、513万6,720円で発注済みです。

業務委託関係では、槻ノ木・矢口1号線測量設計業務ほか1件を304万5,000円で発注済みです。町営住宅関係では、小安門住宅配水管洗浄業務を、92万9,250円で発注済みです。

簡易水道関係では、六郷東部地区簡易水道工事など6件を4,719万5,925円で発注済みです。

住宅リフォーム緊急支援事業には、11月末で115件の申請があり、補助金額は1,036万8,000円で、今後不足することが見込まれるため、今定例会に補正予算を計上しております。

教育施設課関係ですが、六郷小学校体育館で9月30日、照明器具1基の昇降装置接点の劣化により異常に熱を帯び、プラスチック部分などが焼損いたしました。ほかの23基についても、火災発生の危惧と学校行事への支障など緊急性を要することから、予備費を充用して照明器具改修工事を430万5,000円で発注し、完工しております。

生涯学習課関係ですが、第7回美郷町中学校新人駅伝大会並びに第4回美郷町中学校新人女子駅伝競走大会を10月19日、千畑地区周回コースで開催し、町内外から出場した男女各20校によるレースの結果、男子では六郷中学校が第2位、仙南中学校が第3位、千畑中学校が第4位、女子は六郷中学校が優勝、仙南中学校が第2位、千畑中学校が第3位となりました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

同意第1号及び同意第2号「美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ですが、高井真純氏並びに坂本喜七氏を新たに教育委員に任命したく、同意を求めるものです。

議案第89号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ですが、藤井康子氏を引き続き人権擁護委員として推薦したく、意見を求めるものです。

議案第90号「財産の譲与について」ですが、千畑交流センターを秋田おばこ農業協同組合に譲与したく、お諮りするものです。

議案第91号「工事請負契約の一部変更について」ですが、平成23年7月15日に議決していただいた美郷町光ファイバー網敷設工事請負契約の一部を変更したく、お諮りするものです。

議案第92号「美郷町空き家等の適正管理に関する条例の制定について」ですが、空き家等の管理が適正に行われるよう必要な事項を定めたく、お諮りするものです。

議案第93号「美郷町湯とびあ雁の里温泉設置条例の全部改正について」ですが、同温泉の管理を平成24年4月1日から指定管理者に行わせるため規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第94号「美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ですが、同温泉施設のうち、サン・スポーツランド千畑の管理運営を平成24年4月1日から教育委員会に委任するため規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第95号「美郷町老人福祉センター雁が音苑設置条例の一部改正について」ですが、美郷町湯とびあ雁の里温泉の管理を指定管理者に行わせることに伴い、複合型施設である美郷町老人福

祉センター雁が音苑を効率的に管理するため規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第96号「美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ですが、同施設の対象施設を追加したく、お諮りするものです。

議案第97号「美郷町農業振興施設の設置及び管理に関する条例の廃止について」ですが、美郷町道の駅雁の里農業振興施設との一体的な管理を行うため、お諮りするものです。

議案第98号から議案第102号「指定管理者の指定について」ですが、美郷町道の駅雁の里農業振興施設、美郷町手づくり工房湧子ちゃん、美郷町ニテコ名水庵、美郷町あったか山直売所及びトレーニングセンターみさとを管理運営する指定管理者及びその指定期間について、お諮りするものです。

議案第103号「平成23年度美郷町一般会計補正予算第8号」についてですが、光伝送路保守等に要する経費の追加、県町民税特別還付交付金の追加、自立支援給付費の増額、秋田くらしの安心サポート推進事業費及び「こどものえき」設置事業費の追加、空き店舗対策事業補助金等の増額、仙南温泉1号水井戸ポンプ入れかえ工事の追加、住宅リフォーム補助金の増額、教科書改訂による教材備品の増額、食数増に伴う南給食センターの受水槽増設工事の追加、真昼岳線道路災害復旧事業費の追加等による歳入歳出予算等の補正について、お諮りするものです。

議案第104号「平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号」についてですが、高額療養費及び保険税還付金等の増額に伴う歳出予算の増額について、お諮りするものです。

議案第105号「平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号」についてですが、施設の修繕料等の増額による歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第106号「平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」についてですが、後期高齢者医療広域連合納付金の増額による歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

◎陳情第9号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第9号 原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第9号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第10号の上程

○議長(高橋 猛君) 日程第6、陳情第10号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第10号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第11号の上程

○議長(高橋 猛君) 日程第7、陳情第11号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第11号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第12号の上程

○議長(高橋 猛君) 日程第8、陳情第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を

求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第12号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第13号の上程

○議長(高橋 猛君) 日程第9、陳情第13号 「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第13号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第14号の上程

○議長(高橋 猛君) 日程第10、陳情第14号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第14号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第15号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第11、陳情第15号 年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第15号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第13、一般質問を行います。

今議会定例会での一般質問の通告者は5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

◇武 藤 威 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、4番、武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君、登壇願います。

（4番 武藤 威君 登壇）

○4番（武藤 威君） 4番、武藤です。おはようございます。

まず最初に、ナラ枯れ防止と松くい虫防除についてでございますけれども、かつてブナが危ないということで、鳥海山の一部で出たときがございましたけれども、対応が早かったせいか、その後落ち着いたと。それと同時に、ブナの場合は、害に遭っても葉が枯れるということで、生殖機能とでもいいますか、種が出ないと。出ないうちに葉が枯れてしまうと。同化作用が行えないということで、そのためにクマとかカモシカとかネズミまで里の方に来てしまうというような心配もございますけれども、それはそれとして、ナラ枯れですけれども、ナラ枯れは長崎で明治時代に木材の輸入と同時に入ってきてしまったということで、その原因はなぜふえるのかというの

は、この70年間わからないでしまったということですがけれども、ようやく今わかって、長崎に入ってきて、カミキリムシですか、日本のそれと仲よくなって、北海道、青森はまだ行っていませんけれども、特に日本海側ですけれども、瞬く間に広まってしまったということで、秋田県でも男鹿、秋田市、それから由利本荘、雄勝、隣の平鹿まで来てしまったということで、これはやはりことしは7月、8月の高温少雨と、その後雨が降ったわけですがけれども、そういう中で木が十分に水を吸えないと、弱っている中にこのカシノナガキクイムシの活動が活発化して、魁新聞ですけれども、ナラ枯れは被害が6倍という新聞記事まで出たほどでございまして、もうすぐそこまで来ていると。

何しろこの東山ですけれども、美郷仙北の水がめ、いわゆる美郷の水源地の森ということで、ベニヤマザクラからコナラ、ハンノキ、サワモミジ、クリ、とにかく一番多いのがこのミズナラですけれども、このミズナラが一番弱いということで、誰がはかったか、数えたかわかりませんが、この美郷町にそういう広葉樹林が65万本ぐらいあるということまで言う方もおりますけれども、やはりそういうこの多くのナラ関係、この辺の景観、里山の美しい景観や水の涵養、さらには土砂の流出防止など、多様な機能を発揮して、我々はその恩恵を受けておりますので、やはりこれは早期発見、早期防除に努めていかなければ大変だということで、やはり地域の人々に協力が必要と思われることから、どういう木で時期はどのくらいで、いつころで、場所は、ポイントはというような啓蒙的なことも町でもやっていかなければいけないのではないかなと思われるのが、まず1点目でございますけれども。

それから、町の木でもある松ですけれども、これも困ったもので、町でもお金をかけて薬剤散布や樹幹の注入、また、伐採駆除等を行っておるわけでございますけれども、そういう中で、町では私どもに出してくれますけれども、それを見ても、事業の効果として「発生の最盛期の適期防除及び伐採駆除をすることによって松の保護を図った」とあるわけでございます。

私、素人考えですがけれども、もうちょっと砕いて考えれば、ちょっと時期的にどうだったのかなと思ったり、間違っているかもしれませんが、そのあたりを聞きたいわけでございます。先ほど言いましたけれども、そのマツノザイセンチュウ、このマダラカミキリは、さきのナラ枯れとちょっと触れましたけれども、この松くい虫が特にひどいと。松くい虫がそのマダラカミキリの気門、いわゆる空気が入るところに入って行って、こうやって広まってきてしまったという中で、松くい虫が新しい、若い枝を食すると。その傷口からそのセンチュウが入っていくという中で、カミキリがその若い松には、若い枝に、何と申しますか、松やに關係で死んでしまうとい

うことで、センチュウからその松の木を殺してもらって、そこでカミキリが卵をもつというようなシステムのようにございますけれども、やはりこれは5月下旬から7月の中旬にかけて、前年に枯れた松からセンチュウを保持したカミキリが羽化して健全な松に飛んでいくと言われておりますので、遅くとも5月下旬ころまで伐採して、焼却か薬剤処理を行うべきではなかったかなと。やはり金を使うわけですので、羽化して飛んでいってしまったのに、焚物にした方がいいなと思ったりして、その辺詳しいことを私はわかりませんので、お聞きしたいということでございます。

それから、松枯れの原因はセンチュウだけではないと言われております。時代の変化とでもいいですか、今の軽油使っている、排ガス、酸性雨という場合もあるわけでございます、やはり松の下管理と申しますか、土が肥えていけば松に適さないと、長年そういう形でいけば適さないと、管理の問題もあったのではないかなと思うわけで、その辺も聞いておきたいと。やはりそういう対策、予防について、巡回の強化も図っていかなければいけないのではないかなと思われることから聞きたいと思っております。

次ですけれども、貯水槽の整備、さらに充実をとということでございますけれども、町では安全で安心できる町を目指して、消火設備事業を行っております。簡易水道事業による消火栓増設も進んでおります。例えば六郷の築田角から琴平に向けて歩いていけば二、三百メートルおきに消火栓がある。ああいうものを見れば、本当に安心します。安心しますけれども、果たしてこの合併前の各旧町村で、バランス的にどうだったかなと。消火栓ももちろんですけれども、いわゆる貯水槽ですか、それがあるところにはいっぱいあるようだし、ないところには全然ないというような形のような形ですので、もう1回見直す必要があるのではないかなと思うのです。

実は私を除いて大変申しわけないわけですがけれども、私のこれまでの認識の範囲では、千畑時代ですけれども、千畑時代にやはり水道を引くと同時に、あちこちに消火栓をつけました。ということで、当時やはりその地域の人もその消火栓からポンプをつなぐことを覚えてなきやできないということで、当時ですけれども、私は上畑屋というところですが、人数が多くて

三、四十軒ありますので、人数が多くて2カ所でやりました。2カ所で講習ということで、実際水を出すということでやりましたら、とてもじゃないけれども、水がたらたらたらと、水圧が足りなくて、これは火元には届かないんだというような状況を見てきました。今改良されて、そういうことはないと思っておりますし、恐らく圧の関係、水源地から来る圧の関係もあるかもしれませんが、そのあたりは今何となっているのかなということでお聞きしたいわけでございます。

す。

実際、その講習をやって何年もしないうちに、上畑屋ですけれども、隣の安城寺で火事があったわけです。そういうとき、やはり消火栓は一つしか使えませんでした。ところが、上畑屋に防火用水が4カ所ありました。そのうちの2カ所に片っ方には各部落のポンプを三つ入れることができましたし、片っ方には二つ入れることができました。

そういうことで、またもう一つですけれども、特に農家の方ですけれども、やはり各所から流れてくる水を土のうを積んだり、こっち側は水門をとめたりして一、二カ所に集めて、そこにポンプを入れて、盛り天気がよくて、下手すれば隣あたりに移るという条件のもとでしたけれども、延焼は免れました。そういう経験を見てきましたので、やはりこの際、そういう形で水環境づくりの町として、やはりこの大事な水ですので、非常時のためにという考えのもとに、やはり貯水槽整備ももうちょっとバランスとでもいいですか、考えていかなければいけないのではないかなと思うわけでございます。水路経路マップなどがあれば、さらに充実した防災対策になると思われるし、例えば水路落差工静水池を利用した防火施設とか、水の確保のために、緊急時における地元の水利組合並びに各集落の組長さんに連絡系統組織の立ち上げをしておくべきではないかなと思われるところから質問をするわけでございます。

それから、最後ですけれども、「もう二つある」の声あり）もう二つあります。ごめんなさい。地すべり危険地帯の調査対応をとということですが、山の端ですけれども、妻の神からちょっと来た松原の観音さんあります、善知鳥坂というところ。この山、低い山、里山ですけれども、ずっと善知鳥坂から竹原、千屋、花岡、小森、一丈木までかけて、地すべりの危険地帯となっておるわけでございますけれども、かつて千屋断層というので見られるように、大きな被害が起きたところでございます。今行ってみればありますけれども、花岡に行けば、あの大きな看板にかつて子供たち何十人、何人ですか、犠牲になったところですよというような看板も立てられています。私も知っているだけでも、旧東根小学校、あと、裏山も崩れたこともございますし、もちろん当時の千畑町議会で見に行って、早速工事したということもございますし、また、ことし3.11の地震ですけれども、やはり善知鳥坂ですけれども、田沢疏水の幹線から枝、分線等で今2メートルぐらいの間、下がってしまって、こっちから見れば、これから、田んぼから、主にこういう形になってとても耕作できないということで、休耕して復興工事をしたようでございます。

ところで、行った方はわかると思いますけれども、あの山の中腹のずっと延長線を見ていけば、ちょっと色が違うところがあります。今で緑色になっておりますけれども、色がまず違います。

ということは、やはり私若いときですけれども、あそこも土砂崩れがあったところですし、今の雑木が生えて緑色になってちょっとわからないのですけれども、恐らく、私、素人考えですけれども、あの裏がパイロット事業でリング畑が連なっております。恐らく地盤が緩んでいる中に水が浸透しやすいという形で、恐らく危ないところではないかなと。かつてはあの地域の方々がおられれば補助金を払いますので、何とかおりにて下さいということで、何軒かはおりにて家を建てましたけれども、当時100万円ぐらいだったから、100万円もらったって基礎しかこさえられないということで、何人かまだ残っている方もおりますけれども、そういう形で、やはり六郷地震、明治29年と、災害は忘れたころにやってくると、では遅いわけで、やはり一応調べておく、また対応等を考えていかなければと思う、大事なことではないでしょうかということでございます。

最後になりますけれども、今後の水環境学習、これも必要だと思います。ブナ1本植樹することによって、将来11キログラムの二酸化炭素を相殺することができると。そういう話が今新聞、また、あちこちの学校でもささやかれることになりましたし、やはりこの水環境学習を前向きに考えているこの美郷町にとっては、いわゆるその森林保護ですか、町民、県民、国民がいつでもそういう話、それと一緒に生きているというような形で持っていく場をつくっていかねばできないのではないかなと。

実はきのう、NHKのテレビですけれども、海のカキ、それからアワビを養殖している方が出てきましたけれども、かつてあのみずみずしいカキ、アワビが、こう色に変色してきたと。いわゆる酸素不足、いわゆる色不足になって、やはり自分たちの山を守ろうということで、漁師の方、また、学校の子供たちも一緒になって食事をしている姿が放映されておりましたけれども、まさにここでも、そこまで行かなければ、ただ水環境ということで清水もあるとか、それも大事だし、川のクリーンも大事だし、やはり原点をもうちょっと見据えた教育の方も必要になってくるのではないかなと思うわけでございます。

ましてや人間1人が1年間に呼吸するための二酸化炭素をなくしてくれるということは、例えば杉の木、杉はある程度手を加えた杉ですけれども、23本必要だそうです。自家用車1台で160本だそうです。1世帯当たり460本と。そういう気持ちで、我々の使う、排出するものは自分で、この町でなくして、環境クリーンな美郷町だという形で行けるような世の中になってほしいなと思うことから、一応質問するところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、ナラ枯れについてですが、議員御存じのとおり、ナラ枯れを防ぐには、早期の被害把握と、発生初期段階での防除が有効と言われております。議員も御存じのとおり、ナラ枯れはカシナガキクイムシの体に付着したナラ菌の繁殖によって、ミズナラやカシワ、コナラ、クリなどで発生し、カシナガキクイムシが6月下旬から8月ころにかけて健全なナラ類の幹に入り込み、7月下旬から枯死が始まり、翌年の6月下旬ころには、次世代の成虫が羽化、脱出し、健全な木へ移っていくことがわかっております。また、被害症状としては、8月中旬から9月上旬に顕著にあらわれ、葉が赤く焼けた色になり、被害木の根元には木くずが散乱していることがあります。

町では、9月初めに行われた全県一斉調査に沿う形で、9月9日に、仙北東森林組合と合同で調査を行っており、被害木はない旨の結果を県に報告しております。今後も近隣市の状況を把握しながら現況調査を実施するとともに、議員ご指摘の被害を受けやすい樹種や時期、被害木を発見した際の連絡先などを広報等で周知してまいります。

次に、松枯れ対策についてですが、町では現在、三つの対策を実施しております。

その一つである薬剤散布については、松のマダラカミキリ発生予察を踏まえて、適期である6月下旬から7月上旬に実施することとし、今年度は一丈木公園と仏沢公園で7月1日に実施しております。

二つ目は、薬剤の樹幹注入ですが、10月中旬から翌年3月が適期と言われておりまして、今年度は、千屋松並木の一部と山本公園の一部で、1月から3月にかけて実施を計画しております。

最後に、被害木を伐倒し、薬剤によりくん蒸してカミキリの幼虫を駆除する伐倒駆除ですが、年2回適期があり、5月上旬から6月中旬の時期と、10月上旬から12月上旬の時期となっております。

町では今年度、一丈木公園で5月6日から6月25日にかけてと、9月22日から10月17日にかけて2回実施しております。また、仏沢公園では7月19日から28日に実施しましたが、松枯れが散見されたため、夏休み等でキャンプ地がにぎわう前に、景観を保護する目的でやむを得ず伐倒駆除を実施しております。いずれの方法についても、適期の実施が肝要ですので、今後も県が示す防除スケジュールを基本に、適期防除、適期伐倒駆除に努めてまいります。

それから、酸性雨や大気汚染等の枯死の関係についてですが、県からはまだ研究段階と伺っており、モニタリングでは因果関係は特定されていないとのことです。今後、国や県の研究機関等の研究成果を注視しながら対策や予防方法が確立されることを待ちたいと存じます。

いずれ各種樹木の異変について、巡回強化については意識することが非常に重要であるというふうに思っておりますので、私どもも頑張りますが、住民または議員各位からもお知らせを願い、早期発見あるいは早期対応に努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、貯水槽整備についてですが、消火栓については消防水利の基準により、直径75ミリメートル以上の簡易水道管に設置しておりますが、直径75ミリメートルの同一系統管で2カ所を同時に開栓した場合、議員ご指摘のとおり水圧が低下することがあります。しかし、これを改善するためには、既設簡易水道管を口径の大きい管に布設がえするか、網の目の布設して複数方向から水を供給できるようにすることが必要であり、現実的には困難です。そのため、消火栓は火災状況により水路など自然水利や防火水槽と連携して使用することにご理解をお願いいたします。

また、その消火栓や防火水槽については、位置、設置位置などを既にマッピングしており、その上で消防団、分団からの自然水利の情報を加味し、消防水利が乏しい地域に防火水槽を平成23年度は3カ所設置するとともに、24年度から6年度までは2カ所ずつ整備していく計画としております。

こうしたことから、既に水路など自然水利の情報についてはおおむね把握しているつもりですが、議員ご指摘のような図面としての水路マップは作成しておりませんので、改めて消防団と確認し合い、利用可能な水路について防火水槽や消火栓とともにマッピングしてまいりたいと存じます。

また、町に関係する5土地改良区に利用可能な水路、落差工静水地について確認したところ、1改良区で設置されているとのことですが、そのほとんどが山間部に設置されているものであり、利用は難しいとのことでした。

火災発生の際には、議員も御存じのとおり、土地改良区を初めとして地域の皆さんの協力体制のもと、自然水利を含めた活用可能なすべての消防水利で最大限の消火活動に当たっておりますので、現段階で地元水利組合と集落等の連携組織の立ち上げは考えておりません。ご理解をお願いいたします。

次に、地すべり危険地帯の調査対応についてですが、地すべり危険箇所や地すべり防止区域につきましても、昭和33年に地すべり等防止法が制定され、法律に基づき国が地すべり防止区域の指定を行い、本町においては県建設交通部で適切な管理や防止対策を行う箇所が4カ所あります。議員ご指摘の松原の観音様から竹原にかけては、その4カ所のうち、善知鳥坂箇所として指定されており、千屋、花岡、小森、一丈木については小森箇所として、そしてそのほかに、大字浪花

に赤倉川箇所、大字六郷東根に瀉尻沼箇所があるところです。うち、善知鳥坂については、昭和48年に地すべり防止区域として告示指定されているところです。

こうしたことから、町でも東日本大震災及びその後の余震による影響を懸念し、当該箇所について異常湧水や地盤の亀裂、立木の傾斜などが発生していないか目視しておりますが、特に問題がないことを確認しております。また、県においても、当該箇所について確認したところ、特に問題がないため、再調査や地すべり防止工事等については予定のない旨、伺っているところです。なお、町としては、念のため善知鳥坂箇所につきましては、安全確認のための調査を実施していただくよう県に働きかけを行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、今後の水環境学習交流についてですが、議員も御存じのとおり、既に県外の子供たちとは、茨城県つくば市と交流してきているところです。本年度は、東日本大震災の影響により事業を中止しておりますが、平成22年度には、両市町の小学校5年生が七滝水源涵養林の見学とあわせて、ブナ植樹体験を行っております。また、町内においては、小学校4年生を対象に、七滝「水の森」植樹事業として、平成20年度から実施してきており、町内小学校の交流を図るとともに、水を大切にすることの意味を次世代に継承するため、町内を意識した取り組みを重ねてきているところです。

こうした既存の取り組みを拡充した方がよい旨の議員のご提案は、まさに水環境を大切にす美郷町には、今後において大変に意義あるものと認識いたします。そのためにも、まずは美郷町自体でそうした取り組みに対する認識を深めることが肝要と存じますので、町内の小学校の取り組みを着実に浸透・定着させるとともに、植樹会場までの交通手段や広さの確保など、各般の準備も想定しながら、今後町民全体への取り組み拡大や、県内外の方々との交流を図れるかどうか思料してまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。4番、武藤 威君の再質問を許可いたします。

○4番（武藤 威君） 一つ目、松枯れですけれども、先ほど、松枯れの最後ですけれども、先ほども言いましたけれども、松枯れは酸性の土壌には育ちにくいということで、松くい処理をしたあちこちに聞いてみれば、伐採してもセンチウは皆無が多かったというような話もちらほら聞こえてきますので、町内で実際にやって、そのやった方々のいろいろ話を聞いておると思いますので、その辺をひとつお聞きしたい。

それから次ですけれども、この貯水槽ですけれども、消防等がやっていけば、大体どこに何ぼ

あるかは大体わかりますけれども、実際私もわからないで、恐らくそのバランスとでもいいですか、それこそまだ足りないところもあるはずだということで質問したわけですが、やはり貯水槽と云って、そんなに大きいわけではない、3メートルか、3メートルの5メートルとか、4メートルとか、だから、場所をとらないと。一たんつくっちゃえば余り金も維持費がかからないのではないかなと思ったりするし、例えばですよ、築田角にどまん中とありますけれども、あの片隅とか、飯詰の駅の避難場所、あの片隅とかにあれば、例えば築田角にあれば、その辺にあるかもしれないけれども、あれば、排水、用水を整備しておけば、もし側清水あたりで火事になった場合、それに流してやるにいいというような体制をつくっておくべきではないかということと言いたかったわけですので、やはり用排水を雪消しだけではもったいないと。やはり非常時にその町部の大火を防ぐと。先だつての旧六郷の役場、あと本当にあの風でしょう。合併後、最初の大火になるのではないかなと思うほどでございました。それこそいつやってくるかわかりませんので、そういうことを考えておいた方がいいじゃないかなと思ったわけでございます。

それから、水ですけれども、ここで水を使うというのは、やはりあの山の恩恵、地水、それから出る地下水、井戸ですけれども、あとは田んぼを潤す田沢疏水、5月ころから盆過ぎになれば来なくなります。仙平ももちろんですけれども、あとはあの山の水しか使っていない。地下水はもちろんですけれども。そこで、おれ心配するわけですが、私は土地改良区に入っておりますけれども、今から、今やっておりますけれども、3月にかけて工事を行っております。町の方からもいろいろとお世話になってやっておりますけれども、何としても引き続き制御しなければできない。いや、こういうときこそ、あちこちに防火用水なければ、もし何かあれば大変だかなと思ったりして、今回この質問をしたわけですが、やはりそういう、職員が巡回して、なるだけ水を枯らさないように歩いてはおりますけれども、町からも啓蒙を町民にしていきたいと。そのことをお願いしたいと思っております。

私だけ時間を使えばあれですので、先ほどの水ですけれども、寺町あたりは、こっちの寺町は結構防火水槽が三、四カ所あるんだな。あっち側がないと思うんだな。だから、そういうバランスも考えながらいっていかなければならないのではないかなと思うわけでございます。実はおれも角館まではやらなくてもいいのですけれども、私が若いとき、土方をしていたとき、角館の武家屋敷の屋敷に1個ずつ小さい防火用水を請け負ってやったことがございますので、例えば六郷だつて、仙南だつて、千畑だつて、そういう大事なものもあるわけで、何とかひとつそこらあたりの対応を考えていっていただきたい。そのことをお願いしまして終わります。

○議長（高橋 猛君） 答弁よろしいですか。（「いいです」の声あり）

これで、4番、武藤 威君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午前11時08分）

（午前11時18分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇森 元 淑 雄 君

○議長（高橋 猛君） 次に、5番、森元淑雄君の一般質問を許可いたします。森元淑雄君、登壇願います。

（5番 森元淑雄君 登壇）

○5番（森元淑雄君） 通告に従いまして、一般質問をするわけですが、今定例会は12月定例議会でありますので、この1年を振り返りながらいたしたいと思えます。

まず、年明けは大雪に始まり、48豪雪をものぐ豪雪となり、そして、息つく暇もなくあの3月11日に発生した東日本大震災は、日本列島のみならず、世界各地に地震と、それによる津波の恐ろしさをまざまざと見せつけました。我が町でも、停電やガソリン不足など、町民生活に多大な影響を及ぼしたことは皆さんも御存じのとおりであります。また、東電の福島原発事故も絡み、いまだ避難を余儀なくされておられる方々がおることは、本当に心苦しい限りであります。夏の長雨はやがて豪雨となり、紀伊半島を直撃し、山津波により甚大な被害をもたらしました。改めて自然への畏敬の念を感じるとともに、自然の力に翻弄された1年だったし、本当に忘れることができない特別な1年でありました。

今後まだまだ何が起こるのか予断を許さない状況下ではありますが、そのような中で、町では来年度の予算編成の時期を迎えております。震災や世界的な金融経済危機などの諸課題の解決に向けて策定された国の中期財政フレームも考慮しますと、地方交付税が大幅に減額されることは必至であります。あわせて来年度は、町税などの落ち込みが懸念される中、交付税の額の見通しと、それに係る来年度予算の規模はどれくらいと見込むのか、そして、予算編成の面で最重点項目は何か。以上の事柄についてお伺いいたします。

次に、住宅リフォームに関する補助金についてであります。

この支援事業費は、県事業と連携した上での補助金であります。県では、利用が好調なことから、補正で1億7,500万円ほど追加助成したようであります。町でも当初予算で800万円を計上しておりますが、この12月議会で200万円ほどの補正をしておるようですが、このことは、経済波及効果が約8,000万円以上あると思われれます。町内の工務店など、経済の活性化に寄与していますし、何よりも町民の方々が大変喜んでくれるものと思われれます。したがって、この支援事業を来年度も継続すべきと考えるものであります。町長のご見解をお伺いいたします。

続いて、六郷中学校の外構工事についてであります。

まず最初に、テニスコート整備であります。あのオムニのテニスコートは、秋田県内の中学校のソフトテニスコートには類を見ないほどよく整備されたテニスコートであると思っております。また、社会人と共用するコートでもあると認識しております。ところで、周りの環境整備がまだなされておらず、新設したコートは現在、落葉や落木が散乱している状態であり、ネットフェンスにおいては、杉の葉や枝、落ち葉などがくっつき、まるで落ち葉のイルミネーション状態となっております。落ち葉等が腐って人工芝の目に入り込んだりしたなら、目詰まりが原因で雨水が浸透されません。したがって、早急に対策を講じなければならないと思っておりますが、町の改善策への対応をお伺いいたします。

最後の質問は、駐輪場についてであります。

まずもって、私は建築物に関して余りよくわからない者であります。と同時に、あのような駐輪場と申しますか、自転車置き場というものを見たことがありませんし、また、学校関係の建築構造物については、今後も継続するものであると思っておりますので、その意味でお伺いいたしますが、公共事業は限られた予算を駆使して効率的に、なおかつ効果的な実施をしていくものだと思っております。そのような意味からも、あの駐輪場はなぜ駐輪している自転車が降雨の影響を受けやすいような構造になっているのかをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。初めに町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 私にいただきましたご質問に対して答弁します。

初めに、平成24年度予算編成についてですが、まず、地方交付税の見通しについてですが、国が財政運営戦略に定められた財政健全化目標達成に向けて、歳出の大枠については前年度を上回らないとする一方で、東日本大震災からの復旧・復興が最優先の課題であるとの認識に立ち、こ

れらに係る経費について別途管理での対応を可能とする「中期財政フレーム」を策定しておりますことは、議員もご承知のとおりです。この「中期財政フレーム」を前提とした総務省の概算要求によれば、社会保障費自然増に対する地方財源の確保を含め、一般財源総額について実質的に平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとし、特に地方交付税については、地方の安定的な財政運営に必要となる財源を適切に確保するとしているところですが、出口ベースで1.6%の減となっており、これをもとに試算いたしますと、美郷町ではおよそ1億円の減額となります。ただし、この見通しはあくまでも概算要求時のものであり、今後の国の予算編成過程において変更される場合があることをご承知おき願います。

次に、来年度の予算の規模についてですが、平成24年度予算については現在作業中のところで、審査・査定も今後となりますので、現段階において明確な数字をお示しできる状況にはありません。しかし、わくわく園の整備や統合小学校整備を初めとする施設再編に伴う事業費の増額が見込まれること、また、ここ数年、国の経済対策交付金を財源として前倒しで予算計上してきた町単独事業についても、当初予算で計上する必要があることなどから、地方交付税等の一般財源の減少が見込まれる状況ではありますが、必ずしも平成23年度当初予算に比べ規模が縮小するとは言い切れないものと認識しております。

次に、予算編成の最重点項目についてですが、美郷町総合計画の中で、意識して注力する事業として位置づけている五つのまちづくり戦略プロジェクトの着実な推進を初め、秋田大学や大田区等との連携事業等の拡大と新たな展開、公共施設や学校施設の施設再編の計画的な推進、この3点を最重点項目としているほか、現在の地域経済状況を踏まえ、地販地消の施策理念を拡充し、町外での消費拡大についても取り組むことを新たに重点項目として位置づけ、今後予算編成作業に臨みたいと考えております。

次に、住宅リフォームに関する補助金の継続についてですが、快適な住環境の整備と経済対策を目的に、今年度から県事業と連携して実施した住宅リフォーム緊急支援事業は、4月から11月までの8カ月間で115件の申し込みがあり、対象工事費2億4,851万円、町補助金としては約1,036万円を助成しております。町としましては、経済対策の一環として町単独での補助による効果というよりは、県事業との連携によって大きな効果を得ていると認識しておりますので、来年度においては県がどのように対応するのか、その動向を注視してまいりたいと考えております。したがって、県事業との連携が大きな効果を生むという基本認識に立っていることにご理解をお願いいたします。

なお、美郷町が抱えている行政課題、その一つである耐震性強化に向けた木造住宅耐震診断事業や、耐震改修事業への補助、水環境保全等に向けた下水道接続工事費補助金や、水洗トイレ改造資金融資あっせん制度、さらには、環境負荷の軽減に向けた住宅用太陽光発電システム設置費補助といった分野での住宅リフォームについては、県事業にかかわらず、平成24年度も継続したい考えです。

なお、住宅リフォーム緊急支援事業につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたが、今定例会に不足が見込まれる分について補正予算を計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（高橋 猛君） 次に、教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） 引き続きご質問にお答えします。

初めに、美郷中学校の外構工事のテニスコートの落葉等についてであります。

議会の冒頭、町長の行政報告にもありましたように、部活動に既に供されておりますが、議員ご指摘のとおり、周辺の樹木が近接しているため、落葉期の葉や強風による枝折れが飛んで、テニスコートに落ちている状況は把握しております。

この改善策として、コート管理の徹底と樹木の整理が挙げられます。新たにできたことは、人工芝ですので、近々の老朽化ということは危惧されませんが、今後の管理状況によって風化の進み方に影響を及ぼすことが懸念されますので、管理者である学校と連携をとりながらコート用の落葉収集機具を配置する、そして管理を徹底させていくと考えております。また、周辺樹木の位置などを確認して、影響する木の枝の剪定や伐採を年度内に実施したいと考えております。

次に、駐輪場の降雨影響への構造についてのご質問であります。

当該駐輪場の屋根構造は、どこの学校にも共通しておりますが、広い屋根面積の冬期の雪おろしが毎年困難な現実であります。この作業を軽減するために、滑雪、すなわち雪の滑りを優先した構造とし、したがって、屋根の勾配を急勾配といたしました。その角度を確保するために、若干の高めの屋根となったわけであります。

また、東側駐輪場については、東側道路からの校地内への出入りを制限することによって、安全確保、防犯上の関係を考慮し、したがって、開口部は西向きにせざるを得ませんでした。このため、議員ご指摘のとおり、風向きの影響を受けやすいところと認められます。議員ご指摘については、採光性や年間の気象条件等を検証した上で、早急に対応してまいりたいと思っております。

で、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。5番、森元淑雄君の再質問を許可します。

○5番（森元淑雄君） 中学校の外構工事について再質問したいと思います。

まず、テニスコートであります。教育長はただいま収集機具を使うということをおっしゃられましたが、その収集機具とはバキューム的なものでありましようか。もしそのような収集機を使うのであれば、人工芝のところに細砂を敷いております。その細砂までその影響が及ばないような仕方を徹底してもらいたい。

それから、ネットフェンスの一番下の方にワイヤーが張ってあります。あのワイヤーが一番ネックとなっておりますので、その下の方のワイヤーを春先にでも一たん撤去して、落ち葉等をとられた方がいいのではないかと、このように思います。

それから、駐輪場についてであります。雪のためのまず屋根の構造についてであります。雪のために急勾配の設計をしたと答弁をいただきましたが、私はあのような急勾配でなくても、雪は落ちるものだというふうに思っております。あのように急勾配にすれば、はりと屋根の間隔が非常にあきまして、その分、雨風が入っていく、そのような状態になっておりました。したがって、本当にその急勾配にしなければならない、そのような設計に本当にしなければならないのかということと、それから、もう一つ、A棟とB棟の東側と西側の駐輪場でございますけれども、あれは全く同じ部材であります。しかるに、A棟の支柱と支柱の間隔は、西側の方でございますけれども、3メートルピッチで支柱間隔を立てております。また、B棟に関しましては、同じつくりでありながら、5メートル40ピッチで支柱を立てております。この違いは、先ほど教育長は通路のとり方の問題でそのようなになったというような言われ方をしますけれども、あれは屋根の構造を変えれば、A棟の方は五つあるわけです。あの五つが四つでできたのではないかと、このように面積もみんな同じでありますので、駐輪場のその置き方の問題であります。その辺のところ、教育長はどのように考えておられるのか。まず、A棟とB棟の支柱の間隔の違いはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（後松順之助君） できる範囲でのお答えになりますが、お許してください。

建物の大きさと、その柱のピッチのぐあいということは、私は全く素人でありまして、うまくお答えできませんが、安全上ということと、それから、自転車の出入りということと、もう一つは、建物を建てる場合のスペースの関係ではないかなと、今思っていたところでありました。東

側は非常に十分なスペースがありますけれども、西側は校舎隣接のためにそんなに広いスペースがとれませんでした。もちろん広いスペースがとれば一番いいわけではありますが、あそこは車の駐車も考えておりますし、それから、車の出入りもありますしというようなことで、こういうぐあいな構造にならざるを得なかったということをご理解いただければありがたいと思います。

(「テニスコートの件もありましたら」の声あり)

ついでですが、テニスコートについてもお答えさせていただきます。

一つは、バキューム的な収集具は今考えてございません。ありていに言うと、鉄製の熊手の大きいものが今あるらしくて、それで引くことによって砂を保護できるということを業者から伺っておりますので、それを導入するつもりであります。

○議長(高橋 猛君) よろしいですか。(「はい」の声あり) 再々質問。5番、森元淑雄君の再々質問を許可します。

○5番(森元淑雄君) まず、テニスコートにつきましては、社会人と共有するコートというふうに認識しておりますので、その社会人のコート使用に当たっては、夜間等を含めて、現在どのようか考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから、駐輪場についてであります。ただいまのスペースの問題と、こういうふうにか伺ったわけですが、そのスペースのとり方もあの屋根の構造をフラットにすれば、もっともってあのスペースよりも少なくても自転車等、駐輪する台数は同じくらい置けたのではないかというふうには思っているものであります。

それから、外構全体の考え方について伺います。わけですけれども、やはりあのような立派なテニスコートということが整備されましたら、すぐ隣に駐輪場なりをつくって、あのような部材でありますので、2階づくり、スラブを打って2階づくりにすればテニスコートの観覧席も可能だったのではないかと。それから、はりでありますGLから1.9メートル、このはりの高さは、今の中学生は大変大きい方々がたくさんおりますので、非常に圧迫感を感じるのではないかと。あの構造はまるで木造をつくるような構造の設計であると思っております。そういうものをつくるときはもう少し伺いますか、管理業務を設計業者から来たときはきちっと練れるような管理体制でなければ、どうしても設計業者に任せきりになったのではないかと。

○議長(高橋 猛君) 答弁を求めます。教育長。

○教育長(後松順之助君) まず、テニスコートの社会人使用ということについてお答えします。

今回の議案の第94号の23ページからずっと触れさせていただいておりますが、私ども町のテニ

スコートも現在用意してございます。それから、プラス現在の北の交流センター、いわゆる千畑交流センターに附属のテニスコートを廃止して、その機能すべてを、野球場も含めてすべてを千畑中学校地域に今検討中であります。そのことが一つお答えになろうかと思えますし、それから、これまで長い間ご不便をおかけしておりました町民のテニス大会であります、旧太田町にお願いしてありましたが、こうしたことにつきましては、学校側と十分に協議した上で日程調整をしながら、完全に町の方で実施できるようにと考えてございます。

いずれテニスコートは形式上は学校財産になりますので、一つのイメージとして、例えば千畑南小学校を想定していただければありがたいですが、あそこのグラウンドを地域の方々がちょっと何かの運動会で使いたいというような感じの使い方に予想されます。必要なときに学校側と協議して、お互いに影響のない使い方ができていくものだろうと思えます。

また、夜間照明につきましては、この後、経費等も伴いますことですから、条例等を定めながら、この後逐一検討してまいりたいと思えます。

次に、駐輪場に戻ります。一つは、今回の争点は、雨の影響ということであろうかと認識しております。何とか雨を避ける工夫を、いわゆる高いはりの部分に施すなりしながら、この後担当と相談しながら処置してまいりたいと思えます。設計につきましてはのご指摘もございました。重く受けとめながら今後に活かしてまいりたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 猛君） これで5番、森元淑雄君の一般質問を終わります。

◇熊 谷 隆 一 君

○議長（高橋 猛君） 次に、15番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（15番 熊谷隆一君 登壇）

○15番（熊谷隆一君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

最初に、地震の発生予測について伺います。

私は、去る12月9日、案内をいただきましたので、六郷高校で行われました防災教室に参加させていただきました。そこで、被災地である岩手県の大槌町の大槌中学校の小野校長先生の話をお伺いしました。

避難した高台から映した携帯電話の動画やホームビデオ、必死で写した写真の映像を見せていただきながら、穏やかに、しかも淡々と話を進める先生の話をお伺いして、涙を抑えることがで

きませんでした。ちなみに、震災前は大槌町の人口は1万5,000人ぐらいだったそうですが、現在はまだはっきりしていないわけですけれども、半分の7,000人から8,000人ぐらいになってしまったのではないかということでありました。

さて、3月11日の震災発生以来、9カ月を過ぎまして、さきの国会でも復興関連の第3次補正予算が可決するなど、少しずつ復興への道を歩み始めようとしているとは思いますが、完全復興までは果てしなく遠い道のりだと想像されます。

私は6月の定例議会で、今回の東日本大震災の余震や陸羽地震などについて質問させていただきましたが、先ごろ、それらの研究をしている専門家の調査内容が新聞報道されておりました。その中で、明治29年に発生した陸羽地震の震源域となった真昼山東縁と横手盆地東縁北部の両断層帯の活動が活発化しており、継続して監視するべきだとありました。その中でも横手盆地東縁断層帯北部の地震発生率が28倍に高まっているとあり、地震発生への不安を強く感じるものであります。

災害予測の中でも、地震の予測についてはいかに専門家の先生方でも困難だとは思いますが、これまでの千屋断層の研究機関とのおつき合いもあることですし、専門の研究機関からの情報提供や、それらの町民への周知、警戒対策などについてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

横手盆地東縁断層帯北部と真昼山地東縁断層帯の地震発生確率が高くなっていることについては、東京大学地震研究所研究チームの調査によるもので、真昼山地東縁断層帯では震災の前後でマグニチュード1以上の地震が起こる頻度が約15倍から44倍、横手盆地東縁断層帯北部では28倍に上がったと、日本活断層学界で発表されております。

県においては現在、東日本大震災を教訓に防災計画の見直しに着手しており、その見直しに資するため、秋田県地震被害想定調査検討委員会を設置し、想定すべき地震、調査項目、調査手法、活用しやすいデータ形式のあり方などを検討しております。その中では、マグニチュード7程度以上で被害規模が一定以上と思われる内陸地震や海域地震を想定しており、横手盆地東縁断層帯北部や真昼山地東縁断層帯等もその中に含まれているようです。

町としては今後、県の検討委員会の報告が発表され次第、美郷町に関連する内容について皆様に広報等で周知を図るとともに、その内容に応じて町としてとり得る対策を早急に講じてまいり

たいと考えております。また、その検討委員会には、秋田大学の先生も委員として委嘱されていると伺っておりますので、今年度秋田大学と連携協定を締結した町としては、今後可能な限り秋田大学からの情報収集に努めるとともに、千屋断層を研究している他大学の先生からも情報収集してまいりたいと考えております。

なお、現段階では、美郷町地域防災計画の見直しによる体制強化や防災備品、防災備蓄品、防災設備の充実に取り組むとともに、防災組織育成指導者研修会の開催など、自主防災組織の育成強化に努めてまいります。また、引き続き耐震診断や耐震補強工事への助成制度の周知を図り、耐震性強化にも努めてまいります。

さらに、町民各位には既に全戸配布しております地震防災マップなどをもとに、日ごろからの備えを意識していただくよう、意識啓発を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移っていただきます。

○15番（熊谷隆一君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

美郷町は自他ともに認める自然豊かな町であると思います。そして、その自然を支える豊かな水に恵まれておりまして、水をキーワードとしたまちづくりが進められております。町民の環境意識の高まりもあって、鳥や昆虫など、いろいろな生物も生息しており、その種類も多いと思うのですが、水と関係の深いイバラトミヨやホタルは、最近生息数は多くなったと感じるわけですが、町内どこでも見られるとまではいいないと思います。町では、これまでお寺や清水、樹木などのパンフレットをつくってアピールに努めてきておりますが、それらに続けて町の観光資源として、また、ホタルやイバラトミヨの保護活動に資するために、それらのマップをつくってはいかがとお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、町の魚であるイバラトミヨは、絶滅危惧種に指定されており、観光資源としてとらえるよりは、その生息環境を守る意識や行動が、まずは美郷町には大切であると認識しております。また、そうすることが結果的に水資源を町民共有の財産とする美郷町の自然環境全体を守り、ひいては私たちの住環境を守ることにつながるものと理解しております。

ホタルについても同様で、こうした多様な生物が生息する豊かな自然環境を次世代に継承する

ことが、私たちの責務であるとも考えているところです。ちなみに、これまで町内で取り組まれてきたいろいろな事例、例えば土崎小荒川地区の圃場整備での取り組みや、北小屋での保全活動、天神堂地区での保全活動などは、基本的にこうした認識で取り組まれてきたものと私は理解しております。

そのため、議員ご提案の観光資源としてその生息水域をマップ化することについては、現在のところは考えておりません。しかし、貴重なイバラトミヨやホタルを保護するとともに、その生育、生息環境を保全することについては、大変に重要なことと存じますので、まずは今後、生息水域について何らかの調査を実施し、把握した上で具体の保全活動につなげていくよう検討してまいりたいと存じます。

なお、生息状況の把握には、町民各位からの情報提供はもちろんですが、現在21名いらっしゃる水環境マイスターからもご協力をいただき、広く生息状況の把握に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで15番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時58分）

（午後 1時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） それでは次に、13番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（13番 深澤 均君 登壇）

○13番（深澤 均君） 13番、通告に従って一般質問をさせていただきます。

第1点目は、減り続ける年少人口についてであります。

美郷町に限らず、多くの自治体では人口減、特に年少人口の減少に苦慮している実態にあります。その要因の一つに、婚姻率の低下が挙げられますが、それが結果的には少子化という現象に

あらわれている現状であります。県では、その対策の一環として、平成22年、婚活支援センターを設置し、美郷町もその負担金を拠出しているところでありますが、その県の結婚支援センターのこれまでの活動状況、また、町としてのかかわりや取り組みをまずは伺いをいたします。

次にでありますけれども、減少し続ける年少人口であります。

町では総合計画において、平成22年後期基本計画の中で、平成26年の年少人口を2,300人という目標を立てて推進してございますが、これは中学生卒業生とおおよそ同数の出生が必要な数字であります。現状、ここ数年の出生数は120前後で推移しており、中学卒業生からは毎年五、六十人の減少している状況でもあります。

そして、今年度4月から9月までの出生数は46人でありました。昨年同時期の65人に比べ、上半期だけで19人少なく、初めて100人を下回る危険性が出ております。さらに、ことしは3月11日の東日本大震災や現経済状況のもと、そして子ども手当の廃止などを考えますと、さらにその出生は減少が加速するのではないかと多くの町民が危機感を抱いているところであります。

まずはこのような現状を町長はどう受けているのか伺います。また、年少人口の目標達成に向けて新たな試みや対策が必要と考えるが、そのお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの質問にお答えいたします。

初めに、県の結婚支援センターの活動状況等についてですが、その前に、美郷町のこれまでの取り組み経過をご説明いたします。

美郷町では、出会いの場を創出することで、間接的に結婚支援を行うため、平成17年度から19年度にかけて、出会いの場創出事業を実施しました。しかし、登録者数が伸び悩み、特に女性の登録者が極端に少ない状況であったため、美郷町単独での事業展開には限界があるとし、広域的な取り組みの必要性を県に要望してきた経緯があります。

県では、私どもを初めとする、こうした県内各地の声を受けとめていただき、結婚を希望する独身男女に対する出会い、結婚支援体制の強化のため、今年度、秋田結婚支援センターを開設したところで、町としては、その事業成果を期待しているところです。

センターでは、議員も御存じのとおり、広く出会いを支援するため、秋田市、横手市、大館市の県内3カ所に設置されており、常駐する結婚コーディネーターが結婚に関する相談受付や、出会いの場、イベント等の情報提供、会員制パートナー検索システムの運営等を行っております。

今年度のセンター主催事業としては、センター事業の周知と結婚支援体制の強化を目的に、結婚支援セミナーを7月27日に秋田市で開催しております。

12月6日現在のセンターへの登録状況ですが、メールマガジン登録者数が全県で1,999人。うち仙北地域では171人、また、センターの検索システムが利用可能な会員登録者については、全県で826人となっております。美郷町の会員登録者数は、公共施設に会員登録申込書やパンフレット等を配置するなどして、周知に努めているところですが、20人にとどまっているところです。

また、センターの円滑な事業展開を支援する出会い応援隊や結婚支援サポーターについては、町では広報やホームページを通じ、その登録や募集などについて周知に努めてきておりますが、すこやかあきた出会い応援隊には、美郷町商工会青年部が登録しているものの、結婚支援サポーターについては現在のところ、残念ながら登録者がいない状況です。

今後も結婚支援センターの運営に対し、できるだけ協力を行っていくこととし、結婚を希望する方々に利用していただけるよう、広報やホームページを通じ、引き続きセンターの情報提供を行うとともに、結婚支援サポーターの募集などを行ってまいります。なお、議員も御存じのとおり、町ではセンター運営に係る費用負担として、今年度13万円を負担しております。

次に、年少人口減少の受けとめ方と、新たな試み等の必要性についてですが、平成17年国勢調査における総人口は2万3,038人、22年国勢調査における総人口は2万1,674人で、5.9%の減少率となっております。しかしながら、年少人口に限って言えば、2,767人が2,369人と14.4%の減少率となっております。これは美郷町に限った傾向ではないことは議員もご指摘のとおりですが、急速に少子化が進行している現状には危機感を有しているところです。

そのため、昨年度策定した美郷町総合計画後期基本計画においては、子供育成プロジェクトや安全・安心プロジェクト等で、子育て環境の整備・充実を目指しているほか、町内の空き家情報等の提供や町外在住者が町内に固定資産を取得した際の奨励金の交付などを実施し、若者の定住促進を図る各般の施策にも取り組んでいるところです。

また、来年度は若年者等がさらに定住を検討しやすい環境となるように、新たな施策について既に検討を重ねており、その充実・強化策を来年度予算に盛り込みたい考えでおります。申すまでもなく、この問題はもともと県全体で減少している人口を近隣自治体でとり合うような認識では解決になりませんので、就業の場の確保、そして結婚支援、さらには子育て環境の整備など、各分野の課題の関連性を整理するとともに、広域性も思料しながら今後の展開を検討していくことが大切な問題であると認識しております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。13番、深澤 均君の再質問を許可します。

○13番（深澤 均君） まず第1点目の婚活支援についての再質問でありますけれども、この問題は、やはり個々のプライバシーが大きいかかわるというようなことで、大変難しい問題であります。先ほどの説明では、やはり町内の若者の積極的な参加があらわれていないというような実態でありました。

これは、ある若い方の提言でございますけれども、婚活、婚活というのではなくて、独身者、または既婚者の分けるような施策ではなくて、一緒に出会う場があってもいいのではないかと。子供連れで参加した中に独身者も参加できると。同年代のコミュニケーションの場があってほしいというようなご提案を伺いました。また、ある方は、いろんなやはりそういう出会いを求めて町内のサークルを、自分に向けたサークルを探したけれども、なかなか合うサークルがなかったというようなことで、そういうことにも力を注いでほしいというような、なるほどというような意見をちょうだいしたところであります。

確かに、言われてみれば、中高年向けの生涯学習、あるいはスポーツサークルなど、皆さんが元気よく楽しく過ごしている様子を拝見しますと、若者向けのそういう類のコミュニケーションの場が町内には不足しているのかなという思いでございます。そこら辺の若者への出会いを誘導するような施策が充実、支援がこれからは必要とも思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

それから次に、年少人口でありますけれども、今町長のお言葉の中からは、多くの町民と同じように、非常に危機感を持っているというようなお話でございました。非常にその思いを共有できているということで、大変力強く思っているわけですがけれども、先般、夏の高校野球でありましたけれども、それまで13連敗をしていた高校野球について、県民が非常に憂いておったわけですがけれども、それを、その危機感というものを共有した県が予算を講じ、133万2,000円という予算でありましたけれども、甲子園で勝ち抜くために、県民を元気にするためにということで、強化プロジェクト委員会というものを設置したところであります。県外の優勝監督なども招いて、実際の試合を見てもらって対応したところでありますけれども、そういうやはり全体で思いを共有して対応していくということは非常にこれから重要なのかなというふうに思っております。

年少人口の減少については、今町長もおっしゃられましたように、若い方々ができるだけどまってもらいたいというふうな施策というか、そういうものを述べましたけれども、私も全く同感でありまして、ここに生まれて、美郷に生まれて、美郷に育ってきた若者が、結婚やいろいろなことで町外に出ることがありますけれども、なお住み続けていただけるような、今核家族化が

進んでございますけれども、そういう状況も踏まえながら、できれば実家は出ても町内に住み続けていただきたいというふうな施策も考えていくべきだと思います。そのことについても再質問の中で伺いたしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 第1点目の結婚支援についてですが、まず基本認識として、生涯学習、スポーツサークルは決して中高齢向きではないということをご理解ください。それに、個人個人の思いは、10人いれば10人いますので、すべてについて行政は満足できないという限界があることもぜひご理解ください。その上で、町として若い人ができる限り出会う場を有してもらいたいという思いはかねてより持っております。そのために各種コンサートの実施については、実行委員会形式で若い方が参画できるように、そういった工夫もしているところですので、今後ともそういった町の意図にも若い方々にも呼応してもらえるようなPRに努めてまいりたいと思います。

それから、年少人口につきまして、できる限りここで生まれ育った方が、ここでなお生活を重ねてもらいたいという思いは共有です。そのために、固定資産の取得に係る助成金等を制度化しているところですが、先ほど答弁で申しましたとおり、さらに若者が定住しやすい環境となるような施策について充実を図りたい内容は、まさに議員がおっしゃった内容を踏まえた内容である旨、自分では認識しておりますので、来年度予算審議の際に、ぜひご審議いただきたいと思えます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。13番、深澤 均君の再々質問を許可します。

○13番（深澤 均君） 最後の質問になりますけれども、これは年少人口の減少についてでありますけれども、いわゆるプロジェクト事業かと思えます。その点でこの目標達成に向けてどこの課がリーダー的な存在、リードする課なのか、また、そこでいろいろな議論があるかと思えますけれども、職責において女性の立場の方がその議論に参加しているものなのか、そこら辺のところをちょっと担当課長でもよろしいですので、ご返答、ご回答願いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 再々質問にお答えいたしますが、少子化、あるいは総合計画で定めている目標人口を維持するためというプロジェクト事業はございません。ありとあらゆる施策をもって、その施策の修練する先に定住人口、あるいは町民の人口を、その維持、その規模を維持したいということですので、その点にご理解ください。なお、プロジェクト事業、我々五つ持っていますが、そのプロジェクト事業については企画財政課が所管しています。そして、その五

つの1個1個のプロジェクトについては、それぞれのプロジェクトの内容に沿って所管課というものを決めております。

○議長（高橋 猛君） それでは、2番目の質問に入させていただきます。

○13番（深澤 均君） 次に、人口減少に対応したまちづくりについてであります。

先ほどは急激な年少人口についての町の姿勢をたどしましたが、今現在、確実に進行している人口減に対応したまちづくり、または備えというものが私は大切に考えます。町の基幹産業である美郷の農業は、高齢化や後継者不足、加えて政府の農業施策の方向などを考えると、どうしても労働苦の低減を図った大区画整備が必要と考えます。町も圃場整備には積極的に取り組んでおり、現在、私たちの地区を含めて3地区で事業が進められておりますが、多くの未整備地区もまだ残っている状況であります。また、その推進については、多くの地区で要望はあるものの、いまひとつまとめ切れないうところもあります。その要因の一つには、農家経済の体力の低下でありまして、事業の償還などの負債を子供たちに残したくない、返していけないというような実情がほとんどであります。

先般、圃場整備について研修会が全県規模で開かれましたが、今後、新規採択要望地区が平成27年までに20数カ所もあるということが報告され、その活発な推進に驚かされたところでもありました。さらに、このすべての要望地区が促進費を含めると農家負担が限りなくゼロに近づく施策をとっている市町村内であり、この施策がいかに有効であるかということを示しております。この施策は、県の農業振興策の一環でもあり、県内の大部分の市町村が協調した取り組みをしており、当町においても、農家負担をより軽減するこの施策に同調し、取り組むべきと考えておりますが、その見解を伺いたいと思います。

次であります。人口減少に伴ってふえ続ける空き家対策、空き家の適正管理についてであります。このことについては、町長の招集あいさつにもありましたように、条例を設置する旨の話がありましたけれども、一応お聞きしたいと、そういうふうに思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、基盤整備事業の積極的な推進についてですが、本町の基幹産業であります農業の環境は、かねてより従事者の高齢化や後継者不足等の課題を抱えており、そのため、これまで農業者の意思を尊重しながら、経営や作業の効率化を見据えた大区画圃場の整備を支援してきていると

ころです。その受益者負担につきましては、議員もご理解のとおり、国の事業制度の変更に伴い変動がありますが、受益者の負担軽減としての町の補助かさ上げの率については、それまでの各地区での支援実態を踏まえるとともに、関係受益者からの道路改良要望への対応実態なども踏まえ、全体的に実施、地区間、いわば受益者間に一定の公平性を保てるように配慮しながら決定してきております。今後も町としては、受益者間の一定の公平性を認識するとともに、その時点において見通せる財政状況をかんがみながら、さらには関係機関と十分に連携を図りながら、できるだけの支援策は講じてまいりたいと考えます。農業者には、将来を見据えて地域の合意が整うとともに、国が示す事業採択要件に合致するように積極的に圃場整備に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、空き家の適正管理についてですが、美郷町におきましても、議員ご指摘のとおり、空き家状態になっている建物が散見されるようになりました。これらの空き家の中には管理がなされていないために柱や屋根の腐朽が進み、家屋が隣家に倒れかかるおそれがある、あるいはトタン等が飛散して困っている、また、落雪による通行への不安があるといった、近隣住民からの危険排除の要請や相談が増加しております。こうした空き家については、建築基準法により著しく危険な建物の撤去を所有者に命令できることになっておりますが、具体的な手続の規定がないことから、全国的に空き家条例制定の機運が高まってきております。そのため、町では今定例会に美郷町空き家等の適正管理に関する条例案を議案として提出いたしました。

条例案の内容の詳細につきましては、議案説明の際に説明させていただきますが、概要のみ説明させていただきますと、条例案は、空き家等が放置され、危険な状態になることを防止することを目的とし、所有者に雪おろしなどを求める勧告や、期限を伴う改善命令の手順を定め、従わない場合には氏名や空き家の所在地を公表できる内容としております。また、近隣住民等の人命や財産に危害を及ぼすおそれが確実に認められる場合に限りさせていただきますが、正当な理由なく命令に従わないときは、強制的な行政代執行も可能とする内容を盛り込んでおります。

現在、自主防災組織や行政区を通じて、最新の空き家実態調査を行っておりますが、基本的に空き家は個人財産ですので、所有者による適正管理が当然であり、ぜひとも今定例会でご審議いただく条例案のような具体対応が必要ないように、所有者に対し適正管理及び見識を求めたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）13番、深澤 均君の再質問を許可します。

○13番（深澤 均君） まず、1点目の圃場整備についてであります、私も経験として推進、この圃場整備を推進した者の1人として感じるわけですが、いざやはり推進となると、各農家に出かけますと、いや、それはいいことだ、何ぼかかるというような話がまず第1番に出てくるのが実際のところでありました。やはり今これから圃場整備を心がけようという地区は、今現状の美郷の対応を述べるというふうなことだろうと思います。その採択になった時点の、もしかすれば採択になった時点の町の補助率とか支援策ではなくて、今現状の状態を話して推進していく、そういう状況にあるかと思しますので、推進する立場からすれば、こういうことをやって負担軽減をもっともっと進めるんだよというような、町意思表示というものが先なのかなというふうに思っているところであります。実際には町負担、今現在7.5%でありますけれども、その部分をかさ上げするというような、かさ上げしてゼロに近づけるというふうな手法もあるわけですが、片や、今促進費ということで集積を促進しようという補助も一緒に組み込まれているわけでありまして。国と県の財政で行われていますが、ここの部分に町の助成というものも考えられないものか。それには数年後のその財政支出になりますので、それを補完した基金みたいなものが必要になってくるわけでありまして、そういうことも検討されてはどうかというふうに思っております。

また、先ほど全県の報告でありましたように、ほかの地区はこの農業情勢においても、本当に力強く基盤整備をしている状況であります。そこにはやはり県と町との投資が入ってくるわけでありまして、将来的に見ますと、土木、今これから公共事業が減るという中で、そういう面での呼び水的な町の施策というふうなことも大変これからは必要なのではないかなというふうに思っております。

それから、空き家対策でありますけれども、その条例に関しては後ほどの議案の中でいろいろ質疑があろうかと思っておりますけれども、私からは、空き家を再利用する方向で検討も進めてはどうかというふうに思います。現在、空き家の対策として、町では空き家情報というものを出しているわけでありまして、例えば先ほどは所得税と言いましたけれども、税の優遇策を設けているというようなことでありましたけれども、賃借をする方にも目を凝らした施策といいますか、これは例えば他自治体の取り組みでありますけれども、実際住むとなると、その家をきれいにしなくてははいけません。ハウスクリーニングを助成するとか、それから、簡単な修繕も一部助成の対象にするとか、そういうような町の姿勢を打ち出して、空き家を再利用、再活用、有効活用しようという試みもあるようでありまして、今後そこら辺のところもご検討していただければ

などと思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、基本認識として、美郷町は圃場整備を他自治体と同様に力強く進めている結果として、これまでかなりの地区が圃場整備を完了してきていますし、今現在、3地区が事業展開中であることにぜひご理解をください。その上で、集積促進費に対する町の助成ということでしたが、基本はその助成について考えることについても、先ほど答弁にて話しましたとおりに、これまで実施した地区、あるいは現在の実施地区との受益者の不公平感ではなく、公平性を担保するということが基本になりますので、その中で許容されるかどうかということが今後の検討になるかと考えております。

それから、空き家の賃借についても何らかの補助をとということではありますが、議員ご理解のとおり、町内には賃貸業を目的とした、いわゆるアパートもございます。そういったことを考えますと、どこで線を引くのかというのは非常に難しい案件であろうと思います。今現在、リフォームで補助を出していることは議員もご承知のとおりですが、そういった事業を活用するのにも一方ではないかと思っておりますので、ご提案として受けとめますが、現況においてそのことを明確に実施するという答弁には至らないことにご理解ください。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで13番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、子供の医療費助成制度の拡充についてお伺いいたします。

この問題については、これまでも子育て支援、少子化対策として質問してきましたが、このたび秋田県が助成拡大の方向を検討していることを受け、改めて質問するものであります。

秋田県は、子供の医療費助成制度について、現在の就学前乳幼児から小中学生への対象年齢の拡大を検討し、9月に市町村に福祉医療制度の見直しに関する意向調査を行いました。多くの市

町村は歓迎し、県とともに拡充を実施すると表明しているようですが、一方、財政難を理由に拡充に消極的な意向を示している自治体もあるようです。当町では、県の意向調査に対し、どのような回答をしたのかお伺いいたします。

依然として厳しい経済状況のもと、リストラの広がりなど、地域の労働状況も悪化しています。子育て世帯の負担を軽減するとともに、すべての子供たちが安心して必要な医療が受けられるようにすることは、行政の大事な仕事だと思います。とりわけ少子高齢化が進む秋田県にとって、子育てしやすい施策の充実に取り組むことが大変重要だと考えるものです。当町としてぜひとも中学生までの対象拡大に賛同し、県に推進していただきたいと考えるものです。また、町独自でも拡大するよう求めるものですが、町長のお考えをお伺いいたします。

県のアンケートにある助成実施基準の統一については、県が所得制限と一部自己負担を撤廃することで実現すべきではないでしょうか。当町では県の基準を上回ってすべての未就学児を無料にしていることは、住民の願いにこたえたものであり、もちろん歓迎するものです。県内25市町村中、23市町村が所得制限を、18市町村が自己負担を撤廃していることから、無料化が県民の強い願いであることは明らかなと思います。県に対し所得制限と一部自己負担を撤廃するよう町からも要望し、助成制度の拡充を進めるよう求めるものです。

国が行っている医療費の窓口負担を助成している自治体へのペナルティーは、子育て支援に逆行するものです。市町村財政の困難を幾らかでも緩和するために、国保ペナルティー分に対する県の補助を少なくとも5割に引き上げるよう要望していくよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県の意向調査に対する町の回答内容についてですが、本年8月に県より本町に対し、県が現時点において考えている福祉医療制度の見直しに関する意向調査に関しての説明及び調査への協力依頼がなされたところです。町としては9月に調査への回答を行うに当たって、対象年齢、所得制限、自己負担、実施基準の統一などについて、県内各市町村の現状を踏まえつつ、子育て支援として福祉医療費助成制度を拡充する理由などの論点整理等を行った上で、財源を含めて県内各市町村のコンセンサスを得る必要がある旨の要望を付して回答しております。

具体的な回答内容について申し上げます。

「対象年齢を小中学校まで拡大することを検討しておりますが、いかがお考えでしょうか。」という質問に対しましては、「財源等を含め、整理した上で拡大するならば賛成」と回答しております。

また、「現行の所得制限基準を見直し、児童手当基準まで緩和することを検討しておりますが、いかがお考えでしょうか。」という質問に対しましては、「子育て対応という観点及び県内市町村の実施状況を踏まえて廃止すべき、並びにすべて県の制度として対象とするようにすべき」と回答しております。

また、「現在、1レセプト1,000円を上限として自己負担を求めており、その存続を検討しておりますが、いかがお考えでしょうか。」という質問に対しては、「廃止すべきである」と回答しております。

また、「対象年齢、所得制限、自己負担について、全県の市町村が同一の基準で実施することは可能でしょうか。」という質問に対しては、「県統一の制度をつくり、各市町村で独自に拡大する余地のない制度とするならば可能」と回答しております。

さらに、その他の意見や要望として、少子化対策は単なる幼少年期の医療費の軽減を図ることだけではなく、就職率の向上に向けた施策などもあわせて行うべき。また、所得制限などの取り扱いも含めて子育て支援として明確な論点整理を行い、市町村のコンセンサスを得る必要がある旨の回答をしております。

次に、中学まで対象年齢を広げることを県に推進するとともに、町としても拡大すること、県に対して所得制限と一部自己負担を撤廃するよう要望すること、国保ペナルティー分に対する町の補助を5割に引き上げるよう要望することにつきましては、先ほど申しました町の回答にありますように、9月の調査時点において必要な要望は既に行っております。その後の状況については、県において現在調整中であり、明確な内容が示されていないため、改めて県から全容が示された段階で必要な対応を検討してまいりたいと存じます。

なお、二つ目のご質問でありました中学生まで対象年齢を広げることについて、県が実施しないときに美郷町単独で拡充しないのかということにつきましては、子育て支援対策の中では、経済的支援というよりも、子供を持つ親全体に対しての支援と考えていることや、財政への影響を考えれば、町単独で対象年齢を拡大することは、現時点では考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君）　ほとんど私と同じような前向きなご答弁をいただいたと思います。ただ、町独自というところでなかなかこれは難しい、これまでの回答と同じ状況でわかるわけでありませぬけれども、国、県、本来は子育て支援、この医療費無料化は国の責任で行うべきものだと思います。それがなかなか進まない状況のもとで、独自で地方自治体独自の助成の運動が広がってきているわけです。これが国を動かしていく一助になると思います。国に対し県、そして各市町村が独自の施策を広げていくこと、これが国を動かす力になると思いますので、その立場からもぜひ県に対する推進を強く求めていただきたいと思います、再度になりますけれども、そのことと、それから、この子育て支援、医療費無料化というのは、経済的な問題だけではなくというところで、町長と一致するところですが、若者の、若い世帯の定住促進にもつながっていくことだと思います。あちこちの人口減少に歯どめをかけている全国的な自治体の例としては、この子供の医療費無料化の施策が進んでいるところが特徴としてよく話題に出ておりますので、そういう立場からもぜひ進めていただきたいと思います。

答弁は多分同じだと思いますけれども、中学生までという独自の拡充をと言いましたけれども、年齢を区切って年度で拡大していく方法もあると思いますので、そういうこともぜひ検討していただきたいと思います、その点もう1度お願いいたします。

○議長（高橋 猛君）　答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君）　再質問にお答えいたしますが、その前に、先ほど答弁した中で、国保ペナルティー分に対する町の補助を5割に引き上げるという回答にしましたが、「県の補助を5割に引き上げる」でありますので、訂正しておわびいたします。

それから、ただいまのご質問に対してですが、いろいろな取り組みが国の施策に反映させられるということはいろんな事例でありますので、それは同じような認識であります。ただ一方で、町としては、町の財源を考えて永続的な制度として可能か否かということ判断しないといけません。現段階において、中学生まで拡充するには、我々の財政体力がもっていけるのかということも十分に検討しないといけませんし、また、医療費無料化がすべて子育て支援の施策ではございませんので、幅広く子育て支援に対する支援策を俯瞰し、その中で町として強化、あるいは底上げを図る部分がどこかということで、広い観点で検討したいと思いますので、議員のご指摘はご意見として受けとめたいと思います。

また、県に対し要望を重ねることにつきましては、先ほど答弁で申しましたとおり、県の考え方が出次第、その内容に沿って対応策を検討したいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「再々質問はありません」の声あり） それでは、次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 雪おろし対策についてお伺いいたします。

高齢者、障害者世帯を対象にした雪おろし対策として、雪おろし要員の育成や即応体制の確立を求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

高齢者世帯にとっては、冬の除雪、雪おろし対策などは、とりわけ重要な課題となっております。昨冬の豪雪では、雪おろしを頼むところがなかなかない、頼んでも2週間も待たないといけないなど、大変な状況が続きました。こういうことがもちろん毎年続くわけではないと思いますが、通常でも1回から2回雪おろしをしなければなりません。現在、雪おろしに携わる方の高齢化、また、住環境の変化で雪おろし作業中の事故の危険性も高まっていますが、安全知識と専門技術を備えた要員をふやし、若い人材を育成していくことが必要ではないかと考えるものです。

そこで提案するものですが、町内業者に協力をお願いし、若者の雇用を依頼し、本来の仕事と兼ねて育成してもらい、協力業者になってもらうというものであります。町では、企業や業者に雇用助成金を出し支援をします。希望する高齢者世帯については登録をしてもらい、町は登録者について事前に屋根の構造や面積、周辺環境などを調査の上、協力業者に雪おろしに行ってもらい、こういうものであります。協力業者には担当地域なども設定する。このような方法などもあるのではと考えるものですが、いかがでしょうか。高齢者や障害者世帯を対象とした雪おろし対策について、町のお考えをお伺いいたします。

空き家対策についてお伺いいたします。

昨年度の大雪で、空き家の雪おろしが問題となったことを受け、大仙市と横手市では、空き家の所有者に雪おろしや建物の解体を勧告できることを盛り込んだ空き家条例の制定を12月議会に提案するとしています。当町でも今定例会に条例案が提案されましたが、通告に基づき質問をいたします。

昨年は子供たちの通学路に面する空き家の雪おろしがなかなか行われず、いつ子供たちの上に落ちてくるのか心配だという声が私のところにも何件か寄せられました。町では職員の皆さんの雪おろし作業なども行われましたけれども、このような周辺住民が大変心配するこの空き家の雪おろし対策、素早い対応が求められる問題だと思います。現状と対策はどのようになっているのかお伺いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

現在町では、おおむね65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯で心身の障害や疾病等の理由により日常生活上の軽度な援助を必要とする町民税非課税世帯の方々に対し、軽度生活援助事業を実施しております。この事業は、家屋の軽微な修繕、家回りの手入れ、除雪作業などを想定したものでありまして、平成22年度は除雪作業については133人の利用がありました。こちらはシルバー人材センターが町の委託を受けて実施しております。

また、社会福祉協議会が行っております除雪ボランティア事業には、延べ6日間で中学生を含む約1,100人のボランティアに協力いただき、140世帯について除排雪活動を展開しております。

しかしながら、こと雪おろし作業については危険が伴うことから、これらの事業による対応はできません。豪雪対策本部が設置された昨年については、雪おろし作業の依頼が町に対しても殺到し、頼んでもなかなか来てもらえないといった相談を受けております。雪おろし作業は高所作業になれば、滑落防止装備を持ち合わせた要員が必要とされるため、町では建設業協会などを通して協力業者名簿を作成するとともに、あわせて作業要員の確保についてもお願いし、住民からの問い合わせに対応可能な業者情報を提供してまいりました。

さらには、豪雪という非常事態に対処するため、議員もご指摘いただきましたが、緊急回避的に1月31日、町職員73人で作業チームを編成し、民生児童委員などを通じて情報提供がありましたひとり暮らし高齢者世帯や通学路に面した空き家など、27世帯の雪おろし作業を行っております。

こういうことから、豪雪指定を受け高齢化が進む本町にとりまして、雪おろし対策は今後とも課題の一つである旨の認識は持っておりますが、議員ご提案のような雇用助成金を創出して若い人材の確保を図るという制度については、現段階では考えておりません。今年度については、町内業者に対しまして住民からの問い合わせに迅速に対応していただくようお願いするとともに、業者間連携についても検討していただくようお願いしてまいります。また、町としては、引き続き住民からの問い合わせに対し、対応可能な業者の情報を提供してまいりたいと考えております。

しかし、個々の家庭の雪おろしについては、やはり所有者等が個別に対応していただくことが基本ですので、どうかご理解をいただき、この冬を安全に乗り切っていただきたいと思います。

次に、空き家対策についてですが、先ほどの一般質問でもご答弁させていただいております

が、本定例会に条例案を提出しており、その内容については、空き家等が放置され危険な状態になることを防止することを目的に、所有者に雪おろしなどを求める勧告、期限の伴う改善命令、従わない場合に氏名や空き家の所在地を公表できる内容としております。また、近隣住民等の人命や財産に危害を及ぼすおそれが確実に認められる場合で、正当な理由がなく命令に従わないときは、強制的な行政代執行も可能とする内容を盛り込んでおりますので、皆様方にはご審議をいただき、ご議決いただいた際には、こうした内容で迅速に対応してまいりたいと考えております。

なお、先ほどの答弁でも触れましたが、基本的に空き家は個人財産ですので、所有者による適正管理が当然であり、ぜひとも今定例会でご審議いただく条例案のような具体対応が必要ないよう、所有者に対して適正管理及び見識を求めたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「質問ではありませんが」の声あり）9番、泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君） 若い人材育成助成金を出してまでということ、現段階では考えていないということでありました。町が情報提供を住民にしているというところですが、昨冬、やはり大変頼むところがなかなかないというところ、ある住民の方の話でしたが、困って役場の方に電話をしたと。役場の方でこういう業者をとということで紹介してくれて、そこに電話をしたので、それはまあ大変ありがたかったということでありました。ところが、やはり大変混み合っていますので、すぐに最初はお願いをしたらなかなかいい返事はなかったと。かなり待たないといけないと。ちょっと待ってくれという状態でもなかったらしいですね。ところが、役場から、実は役場からこういうふうに役場に電話をして紹介してもらったのでというお話をしたら、いや、ちょっと待ってくださいということで、ちょっと1週間くらい待ってほしいような、そういう話になったということがありました。業者の方も昨冬は本当に難儀をして雪おろしで体力もなかなか大変な状況で、業者の方も難儀したのはもちろんですけども、混み合ってくるとこういう状況も生まれることだと思います。なかなか今すぐどうこうということはできないかもしれませんが、今後の課題としてやはり何らかの対策が必要になってくるのではないかと思います。高齢者、障害者に対する除雪支援の一環として考えていただければなと思います。

以上で終わります。

○議長（高橋 猛君） これで9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第13、同意第1号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 同意第1号について、ご説明申し上げます。

美郷町教育委員会委員として高井真純氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第14、同意第2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 同意第2号について、ご説明申し上げます。

美郷町教育委員会委員として坂本喜七氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

同意第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第2号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎議案第89号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案89号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 議案第89号について、ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員であります藤井康子氏は、平成15年4月1日に人権擁護委員に就任され、以降、相談活動や啓発活動に取り組んでこられ、今後も地域の実情に応じた活動が期待されます。このため委員候補として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第89号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第89号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

15日、午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時03分）